

内閣総理大臣 高市 早苗 様

2026年1月13日

## 通称使用の法制化に強く反対します

日本キリスト教婦人矯風会は、創立以来139年にわたり、女性の人権の実現と社会的平等の推進に取り組んできました。選択的夫婦別姓制度の導入については、30年以上にわたり国会に請願を続けてきました。

国連からも、日本の民法に残る差別的規定の廃止について繰り返し勧告がなされており、現行制度が国際的にも人権侵害の問題として指摘されています。

そのような中、政府が示した「旧姓の通称使用を法制化する」方針は、夫婦同姓の原則を維持したまま、便宜的に旧姓を使用できる制度を整えるものです。しかし、通称使用の拡大は、家父長制度の残存や、夫婦同姓しか結婚を認めない現行制度の問題を温存するものであり、選択的夫婦別姓制度の代替にはなり得ません。

この制度では、姓の変更を強いる構造そのものには触れず、司法の場での違憲訴訟や、立法府への長年の請願といった市民の要請行動を顧みない結果となります。また、選択的夫婦別姓の実現に向けて高まってきた世論を無視することにもつながります。

私たちは、個人の尊厳と平等を確保するためには、選択的夫婦別姓制度の導入こそが不可欠であると強く考え、旧姓の通称使用の法制化を選択的夫婦別姓制度の代替とすることに強く反対いたします。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5 電話 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160  
e-mail : [kyofukai@titan.ocn.ne.jp](mailto:kyofukai@titan.ocn.ne.jp)